

長崎県魅力ある職場づくり事業支援補助金

県内中小企業等の働き方改革を促進するため、商工団体、業界団体等が会員企業等に対して実施する研修会等に対し経費の支援を行います。

1. 補助対象者

県内中小企業等を会員企業とする商工団体、業界団体等

2. 補助対象経費・補助額

会員企業等に対して行う働き方改革に関する研修会・セミナー等の事業に要する経費
・外部講師の謝金や旅費、会場借上料・使用料等の経費 など

補助額 補助対象経費の1/2、1回あたり上限20万円

3. 申請方法

「補助金交付申請書(様式第1号)」及び添付書類を県へ提出
(添付書類)

1. 事業計画書(様式第2号)
2. 収支予算書(様式第3号)
3. 団体の概要等が確認できる資料(パンフレット、団体名簿など)
4. 振込先口座の分かる通帳の写し

【申請期限】令和3年12月3日(金) ※予算がなくなり次第終了します。
○県の審査後、「支給決定通知書」を送付します。

◎申請書の入手方法 県ホームページからダウンロード

長崎県魅力ある職場づくり事業支援補助金

検索



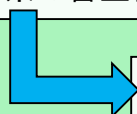
研修会・セミナー等を実施

「実績報告書(様式第9号)」及び添付書類を県へ提出
(添付書類)

1. 事業実績報告書(様式第2号)
2. 収支決算書(様式第3号)
3. 事業に係る収支の状況を明らかにする書類の写し
4. その他知事が必要と認める書類

【事業の報告期限】

事業が完了した日から30日又は令和4年2月28日(月)のいずれか早い日
○県の審査後、「補助金の額の確定通知書」を送付します。



○県から補助金の支給(請求後1ヶ月程度期間を要します)

《申請・問い合わせ先》



長崎県 雇用労働政策課 労政福祉班

住所: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話: 095-895-2714 FAX: 095-895-2582